

# 事業報告

第1期

自 平成23年7月26日

至 平成24年3月31日

横浜港埠頭株式会社

# 事業報告

(平成23年7月26日から平成24年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

横浜港埠頭株式会社は、平成23年7月26日に横浜市の全額出資により設立されました。

その後平成24年4月1日に「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律」第3条に基づく「指定会社」に指定され、財団法人横浜港埠頭公社から全業務を承継し、運営を開始しました。

### (2) 設備投資の状況

特になし

### (3) 資金調達の状況

特になし

### (4) 財産及び損益の状況

区分	単位	平成23年度 (第1期)
営業収益	千円	0
当期純損失	千円	△ 17,420
1株当たり当期純損失	円	43,552
総資産	千円	21,679

### (5) 対処すべき課題

横浜港を利用する海運各社は、燃料油価格の高騰や欧州の金融危機、円高による輸出の低迷など厳しい経済環境におかれています。

このような状況の中、当社は、港湾法に基づく「特例港湾運営会社」の指定を受け、港湾管理者と連携して、埠頭群を含めた横浜港の公共港湾施設の管理運営を担ってまいります。

また、横浜港の取扱貨物量の拡大に向け、ターミナルの効率化促進等を柱とした「中期経営計画」を4月に策定しました。今後、この計画の実施に向け、取り組みを進めてまいります。

## (6) 主要な事業内容

主要な事業内容は以下のとおりです。

- ・ 外貨埠頭の建設、賃貸及び管理運営に関する事業
- ・ 横浜港物流等関連施設の管理及び運営に関する事業
- ・ 海域環境の保全及び水生生物の維持培養に関する事業
- ・ 埋立処分地への建設発生土その他の土砂受入に関する事業

## (7) 主要な営業所

本社 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル4階  
南部管理事務所 横浜市中区本牧ふ頭1-1  
山下事務所 横浜市中区山下町279-1  
北部管理事務所 横浜市鶴見区大黒ふ頭1

## 2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 2,000,000株

(2) 発行済株式総数 400株

(3) 株主の状況

株主	持株総数
横浜市	400株 (100%)

(4) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役

平成24年3月31日現在

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況等
金田 孝之	代表取締役社長	財団法人横浜港埠頭公社理事長
佐藤 成美	専務取締役	財団法人横浜港埠頭公社専務理事
山口 清一	常務取締役	財団法人横浜港埠頭公社常務理事
金井 良樹	取締役	横浜市港湾局長
伊東 慎介	取締役	横浜市港湾局副局長
植松 久尚	監査役	横浜市港湾局港湾経営部長

1. 金田孝之は、平成23年7月26日に代表取締役社長に就任いたしました。佐藤成美、金井良樹、伊東慎介は同日に取締役に就任いたしました。なお、佐藤成美は、平成24年3月28日の取締役会で専務取締役に就任いたしました。
2. 植松久尚は、平成23年7月26日に監査役に就任いたしました。
3. 山口清一は、平成24年3月28日に取締役に就任いたしました。なお、同日付の取締役会で常務取締役に就任いたしました。

##### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	摘 要
取締役	0人	0円	無報酬
監査役	0人	0円	無報酬
合計	0人	0円	

#### 5. 会計監査人に関する事項

- (1) 名 称 新日本有限責任監査法人
- (2) 報酬等の額 450千円
- (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針 特記すべき事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等

平成23年12月20日に開催した横浜港埠頭株式会社第2回取締役会において決議した内部統制システム構築の基本方針に基づき、業務の適正を確保するための体制等を整備しております。

内部統制システムは以下のとおりです。

(1) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 会社の取締役及び社員が、法令を遵守し、倫理観を持って行動できるよう、周知徹底を図ります。特に役員は、高い倫理観と道徳観に基づき、厳格に法令等を遵守し、企業活動のあらゆる場面において社員の模範となって行動します。
- ② 上記行動規範の徹底を図るため、担当役員を定め、役員及び社員への徹底を図り、未然に法令定款違反を防止します。
- ③ 取締役は、重大な法令違反その他法令遵守に関する重要な事実を発見したときは、直ちに取締役会及び監査役に報告し、適切な処置をとります。
- ④ 法令遵守上、疑義ある行為について、社員が社内通報窓口を通じ、監査役に通報できる制度を整備します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、関係法令や社内規程に基づき適切に保存・管理し、常時閲覧可能な状態にするとともに、社外への漏洩防止のために必要な措置を講じます。
- ② 会社が保管する情報は、適正な請求があれば個人情報等の場合を除き原則開示する体制を整備します。
- ③ 情報資産の適切な取扱いに関し措置すべき体制を整備します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 会社を取り巻くリスクを識別し、そのリスクの把握とその管理を行うために規程に沿った管理体制を構築します。
- ② 不測の災害が発生した場合には、取締役社長を本部長とする災害対策本部を設置し、損害の発生を最小限にとどめる危機管理体制を整えます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の決定に基づく業務執行を効率的に行うため、組織、業務分担、職務権限等を明らかにする体制を整備します。

(5) 会社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 企業集団として法令遵守や情報セキュリティなどの理念の共有を図ります。
- ② 会社の取締役の中から、各子会社を担当する者を決定し、当該子会社の事業の統括管理を行います。

③ 「子会社管理規程」を策定し、同規程に基づき、子会社における業務執行状況を継続的に点検すると共に、重要事項の決定に関与することにより業務の適正を確保します。また、監査役は、子会社に対し、内部監査を実施することにより業務の適正を確保します。

(6) 監査役の職務を補助すべき社員に関する体制と当該社員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合には、取締役社長は、監査役を補助すべき社員として、監査役補助者を任命します。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、取締役からの独立性を確保し、上記補助者の任命、異動、評価及び懲戒処分については、監査役の承認を得ます。

(7) 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が、職務の執行にあたり必要となる事項について、取締役及び社員に対し、随時その報告を求めることができる体制を整えます。
- ② 監査役は、取締役社長及び取締役並びに会計監査人と必要に応じて意見交換を行う体制を整えます。